南砺市地域資源を活用した体験型観光コンテンツ造成等支援事業
補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、南砺市補助金等交付規則（平成１６年南砺市規則第３６号）第２０条の規定に基づき、南砺市地域資源を活用した体験型観光コンテンツ造成等支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）体験型観光コンテンツ　南砺市の魅力ある地域資源（自然、歴史、伝統文化等）を活用し、国内外から集客が見込まれる体験プログラムやツアーで、本事業終了後も継続的な実施が見込まれるものをいう。

（２）造成　前号に規定する体験型観光コンテンツを企画・制作するとともに、誘客を見据えた取組を実施することをいう。

（補助金の交付）

第３条　市長は、体験型観光コンテンツの新規造成及び既存の体験型観光コンテンツの磨き上げ（高付加価値化）を支援することにより、観光客の満足度を高め、市内滞在時間の延長を促進し、もって地域経済の活性化に資することを目的として予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

（補助対象者）

第４条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に事業所又は活動の拠点を有する民間事業者及び観光関連団体等とする。ただし、次に掲げる団体等を除く。

（１）政治活動を行うことを目的とした団体等

（２）宗教活動を行うことを目的とした団体等

（３）暴力団及び暴力団員の統制下にある団体等

（４）市税の滞納がある団体等

（補助対象事業等）

第５条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表第１に定めるとおりとする。

２　前項の補助金の額に１，０００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

３　消費税及び地方消費税に相当する額は、補助対象経費に含めない。

４　補助金の交付は、同一の体験型観光コンテンツにつき別表第１に定める補助対象事業の区分にかかわらず、１回限りとする。

５　他の補助金等の交付の対象とされた経費は、補助対象経費としない。

（補助金の交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、別に定める地域資源を活用した体験型観光コンテンツ造成等支援事業補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（１）事業計画書

（２）収支予算書

（３）補助対象経費が確認できる見積書等の写し

（４）市税の完納証明書

（５）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第７条　市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、別に定める地域資源を活用した体験型観光コンテンツ造成等支援事業補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

２　市長は、補助対象事業の円滑な遂行上必要があると認めるときは、補助金交付決定額の７割以内の額を概算払により交付することができる。

（変更申請等）

第８条　前条の規定により補助金交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、次の各号に掲げるいずれかの事項を変更しようとするとき、又は当該事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、別に定める地域資源を活用した体験型観光コンテンツ造成等支援事業変更（中止・廃止）承認申請書に関係書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（１）補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の２０パーセント以内の流用増減を除く。

（２）補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア　補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、交付決定者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

イ　補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

（実績報告）

第９条　交付決定者は、補助事業が完了したときは、当該完了の日から起算して１５日以内又は交付決定の日の属する年度の３月１０日のいずれか早い日までに、別に定める地域資源を活用した体験型観光コンテンツ造成等支援事業実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（１）事業実績書

（２）収支決算書

（３）補助対象経費に係る領収書等の写し

（４）実施結果が確認できる書類（販売開始や次年度販売に向けた整備の完了が分かる資料、写真等）

（５）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第１０条　市長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付する補助金の額を確定し、別に定める地域資源を活用した体験型観光コンテンツ造成等支援事業補助金確定通知書により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第１１条　補助金の請求は、別に定める地域資源を活用した体験型観光コンテンツ造成等支援事業補助金（概算払）請求書による。

（実施効果の報告）

第１２条　交付決定者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後５年間、毎年度終了後３０日以内に補助事業の実施効果について、別に定める地域資源を活用した体験型観光コンテンツ造成等支援事業実施効果報告書により報告しなければならない。

（手続き等）

第１３条　別表第２左欄に掲げる手続きは、それぞれ同表当該右欄に掲げる別に定める様式により行うものとする。

（その他）

第１４条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、公表の日から施行する。

（この告示の失効）

２　この告示は、令和１１年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に交付決定した者に対するこの告示の規定の適用については、なお従前の例による。

別表第１（第５条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額
体験型観光コンテンツの新規造成	体験型観光コンテンツの新規造成に必要な次に掲げる経費 （１）委託料 （２）謝金、旅費（専門家やアドバイザーの派遣に要する経費に限る。） （３）備品購入費（汎用性がなく事業の目的外使用になり得ないものに限る。） （４）需用費（消耗品費、印刷製本費等） （５）役務費（保険料等） （６）モニターツアー費（貸切バス料金、ガイド・案内料金、施設使用料、体験費、昼食代等） （７）使用料及び賃借料 （８）チラシ、ホームページの制作等造成した観光メニューの情報発信に必要な経費	補助対象経費の２分の１以内の額とし、５００，０００円を限度とする。
既存の体験観光コンテンツの磨き上げ（高付加価値化）	体験型観光コンテンツの磨き上げに必要な次に掲げる経費 （１）委託料 （２）謝金、旅費（専門家やアドバイザーの派遣に要する経費に限る。） （３）備品購入費（汎用性がなく事業の目的外使用になり得ないものに限る。） （４）需用費（消耗品費、印刷製本費等） （５）役務費（保険料等） （６）モニターツアー費（貸切バス料金、ガイド・案内料金、施設使用料、体験費、昼食代等） （７）使用料及び賃借料 （８）チラシ、ホームページの制作等造成した観光メニューの情報発信に必要な経費	補助対象経費の２分の１以内の額とし、５００，０００円を限度とする。

別表第２（第１３条関係）

手　続	様　式
第６条に規定する補助金の交付申請	別に定める地域資源を活用した体験型観光コンテンツ造成等支援事業補助金交付申請書
第７条に規定する補助金の交付決定	別に定める地域資源を活用した体験型観光コンテンツ造成等支援事業補助金交付決定通知書
第８条に規定する変更申請等	別に定める地域資源を活用した体験型観光コンテンツ造成等支援事業変更（中止・廃止）承認申請書
第９条に規定する補助事業の実績報告	別に定める地域資源を活用した体験型観光コンテンツ造成等支援事業実績報告書
第１０条に規定する補助金の額の確定通知	別に定める地域資源を活用した体験型観光コンテンツ造成等支援事業補助金確定通知書
第１１条に規定する補助金の請求	別に定める地域資源を活用した体験型観光コンテンツ造成等支援事業補助金（概算払）請求書
第１２条に規定する実施効果の報告	別に定める地域資源を活用した体験型観光コンテンツ造成等支援事業実施効果報告書